

日清建第 116 号

日田市新清掃センター整備・運営事業設計施工監理業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年 10月 8日

日田市長 椋野 美智子

1. 業務の概要

- (1) 業務名：日田市新清掃センター整備・運営事業設計施工監理業務
- (2) 履行期間：契約締結の翌日から令和11年3月31日まで
- (3) 概要：新清掃センターの整備・運営事業に関し、要求水準書等、本事業の事業者の提案書、基本契約書等に基づき事業者が行う設計・施工・運営に対し、適切な履行を確保するために必要な監理、監督等を行うもの
- (4) 仕様：別添「日田市新清掃センター整備・運営事業設計施工監理業務 発注仕様書」のとおり
- (5) 事業費：142,100,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を限度額とし、各年度の支払い内訳は以下のとおりとする。

ア 令和7年度	支払いなし
イ 令和8～9年度	部分払い（年度末出来高に応じて予算の範囲内で支払う。） ※令和7年度に出来高がある場合は令和8年度に含めること
ウ 令和10年度	完成払い

2. 提案者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、日田市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 民事執行法に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、日田市が発注する建

設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱第 10 条及び日田市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第 10 条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱第 8 条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (9) 令和 7・8 年度日田市建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、「建設コンサルタント」の業種に登録されていること。
- (10) 令和 7・8 年度日田市建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、九州地区管内に営業所もしくは支社を有していること。
- (11) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）の「廃棄物部門」に登録があること。
- (12) 企業の実績として、地方公共団体（「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）による普通地方公共団体並びに特別地方公共団体のうち一部事務組合及び広域連合とする。以下、同様。）が発注する、PFI 事業又は DBO 事業の一般廃棄物処理施設（複数炉かつ全連続燃焼式焼却施設）における設計施工監理業務を平成 27 年 4 月 1 日以降に、元請として完了又は受注（現在、履行中の業務も含む）した実績を有すること。
- (13) 業務の実施に際して、次の条件を満たす者を配置できること。なお、総括責任者及び副総括責任者は、1 年以上の直接的な雇用関係にあること。

ア 総括責任者

業務の総括にあたり、全体の設計・施工監理を行うのに必要な経験を有し、技術士法に定める技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）又は RCCM（廃棄物部門）の資格を有し、かつ一般廃棄物処理施設（複数炉かつ全連続燃焼式焼却施設）の設計施工監理業務及び PFI 事業又は DBO 事業のアドバイザー業務の実務経験を有する者。また、総括責任者は九州駐在者に限るものとする。

イ 副総括責任者（建築担当）

土木建築工事業務の全体総括にあたり、土木建築全体の監理を行うために必要な経験を有し、1 級建築士の資格を有し、かつ一般廃棄物のごみ処理施設（複数炉かつ全連続燃焼式焼却施設）の設計施工監理業務の実務経験を有する者。原則、建築基準法第 5 条の 4 に規定される工事監理者とする。

ウ 副総括責任者（プラント担当）

業務の副総括及びプラント関係業務の全体総括にあたるなど、全体の監理を行うために必要な経験を有し、技術士法に定める技術士（機械部門又は衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）、RCCM（廃棄物部門）又は1級管工事施工管理技士の資格を有し、かつ一般廃棄物処理のごみ処理施設（複数炉かつ全連続燃焼式焼却施設）の設計施工監理業務の実務経験を有する者。

エ 常駐管理者（建築技術者）

土木建築全体の監理を行うために必要な経験を有し、1級建築士の資格を有する者、かつ一般廃棄物のごみ処理施設（複数炉かつ全連続燃焼式焼却施設）の設計施工監理業務の実務経験を有する者。

オ 電気・計装設備技術者

技術士法で定める技術士（電気電子部門）、第3種電気主任技術者以上又は1級電気工事管理技士の資格を有する者。

カ 運営モニタリング管理者

技術士法に定める技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）又はRCCM（廃棄物部門）の資格を有する者。

3. プロポーザルの日程

項目	日程	備考
① 公告	令和7年10月8日（水）	掲示板及びホームページ
② 質問の受付	令和7年10月15日（水）午後5時まで	電子メールにて受付
③ 質問に対する回答	令和7年10月22日（水）	回答は順次ホームページに掲載
④ 参加申込	令和7年10月29日（水）午後5時まで	持参又は郵送（必着）
⑤ 技術提案書の提出	参加資格確認後 令和7年11月12日（水）午後5時まで	持参又は郵送（必着）
⑥ プレゼンテーション審査	令和7年11月21日（金）予定	市役所で開催
⑦ 結果通知	令和7年11月下旬予定	ホームページ及び書面で通知

4. 参加手続等

別添の「日田市新清掃センター整備・運営事業設計施工監理業務プロポーザル実施要領」のとおりとする。

5. 審査及び選定

本プロポーザルの審査は、日田市新清掃センター整備・運営事業設計施工監理業務プロポーザル審査委員会において行い受託候補者を選定する。

6. 契約の締結

審査の結果、最も優れた技術提案書の提案者と契約の交渉（技術提案書の修正協議を含む。）を行う。本業務の契約締結は、日田市新清掃センター整備・運営事業建設工事請負契約の締結について、本市議会の議決を得た日以降とし、それまでは受託候補者として取り扱う。

契約締結の際に、国税・地方税に滞納がないことを証明する書類を本市に提出する。
なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

7. その他の留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の申告又は記載をしたことが判明した場合には、既に受託者に選定され契約を締結した後でも、本契約を破棄することができることとする。
- (2) 提出書類の返却はしない。なお、提出書類は業務目的以外のものには使用しないものとする。
- (3) 技術提案書提出後の資料追加・訂正は認めない。技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) プレゼンテーションの参加者が資料作成及び提出に要する費用については、参加者の負担とする。
- (5) 本業務の再委託は認めないものとする。
- (6) 本業務委託は、日田市新清掃センター整備・運営事業建設工事請負契約の締結について、本市議会の議決を得られなかった場合には無効とし、本市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。